筑後市社会福祉協議会
車イスの貸出し　運用規程

（目的）

第１条　この規程は、筑後市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が管理する車イスの貸出しに関する必要な事項を定める。

（使用対象者）

第２条　筑後市内に在住で、福祉施設等に入所していない者。

２　介護保険サービスを利用していない者や、介護保険サービスを上限まで使っている者、けがなどで短期間車イスを必要とする者。

（申請）

第３条　借受けを希望する者は、所定の借用申込書により本会に申請するものとする。申請は、本人または家族を原則とする。ただし、諸般の事情により困難な場合は、社会福祉従事者が代理で行うことが出来るものとする。

２　前項の手続きは、本会の通常の業務時間内に行うものとする。

（貸出）

第４条　車イスの貸出しについては、次の各号によるものとする。

（１）貸出し期間１週間以内は無料とする。ただし、更新を連続して２週間以上を無料で貸出すことはできない。（例：７月１日から７月７日まで無料で貸し出し後、７月７日に一度返却し、同日からまた１週間借りることは認めない。）

（２）貸出し期間３か月以内は使用料 1，000 円で前払いとする。

（３）更新は、貸出し期限内に窓口に申し出るものとする。更新料は、３か月ごと 1，000 円を前払いとする。

（４）３か月を超えての前払いの対応は行わない。（例：６か月借りるために 2，000 円の前払いすることは認めない。）

（貸出条件）

第５条　車イスの貸出しを受けた者は、次のことを守らなければならない。

（１）車イスを他の目的に使用しないこと。

（２）車イスを棄損、売却、転貸、又は担保に供しないこと。

（３）車イスの使用によって生じた事故等については、すべて借受け人の責任とすること。

（４）必要としなくなったときは、期間内であっても速やかに返却すること。

（５）車イスの借受・返却は、原則借受人の責任で行うこと。

（使用の制限および留意事項）

第６条　車イスの使用に関し、次の各号いずれかに該当すると認められる場合は貸出しを認めないものとする。

（１）法令または公序良俗に反するおそれがあるとき。

（２）正しい使用方法に従って使用しないことが見込まれるとき。

（３）前号の他、会長が不適切と認めたとき。

（返却と更新）

第７条　車イスの返却と更新の申し出は貸出し期限内に窓口にて行わなければならない。

２　前項の手続きは、本会の通常の業務時間内に行うものとする。返却日が土日・祝日の予定になる場合、翌営業日とする。

３　貸出し期限を過ぎている場合は、超過３か月ごとに使用料 1, 000 円を支払わなければならない。

（原状回復）

第８条　車イスを故意に破損、分解または汚損した場合は、使用者の責任のもと、修繕等必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

２　修繕が困難な場合は、使用者に対し代替品による返納を求めることができるものとする。

（変更届）

第９条　使用者が住所または電話番号を変更した場合、社会福祉従事者が代理で借用しており事業所や従事者が変更となった場合は、すみやかに本会に届け出るものとする。

（督促）

第１０条　本会は車イスが貸出し期限までに返却されないとき、使用者又は借受け人に対し督促する。督促を受けたら、すみやかに本会へ連絡し、返却しなければならない。また、更新料の支払いを行わなければならない。

附則

この規定は令和３年１０月１日から施行する